

平成30年度に予定している対象事項のうち市民参加を求めない事項

資料4

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃（市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃）
- ② 計画の策定・変更（総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更）
- ③ 制度の導入・改廃（広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃）
- ④ 施設の設置の策定・変更（広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更）

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法の一部を改正する法律が、平成30年度に施行される予定により改正する。	ウ オ		市民税課 資産税課
2	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部を改正する法律が、平成30年度に施行される予定により改正する。	オ		資産税課